

グロービズの教室 会則

(名 称)

第1条 本会は、グロービズの教室と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は杉並区梅里2-40-18-201に置く

(目 的)

第3条 本会は、生涯学習の場の提供をすることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 語学教室(英語、英会話、韓国語)、ハワイアンキルト教室、話し方教室等様々な講座を開催する。
- (2) 講師を募集し、多くの講座を開催するため、場の提供をする。

(会 則)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員はこの会の運営に関わるものとする。
- (2) その他は講座参加者とする。

(入 会)

第6条 正会員は講師として講座を開催する旨、会長に申し込むこととする。

その他講座参加者は入会申し込み書を提出する。

(会 費)

第7条 本回は会費は取らないこととする。運営にかかる経費は講座参加者からの実費分で賄うものとする。

(退 会)

第8条 退会は口頭にて退会の旨を伝えることで了承する。

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計 1名
- 2 第1項に定める役員は、正会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を防げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 会計は本会の会計を担う。

(解任)

第11条 役員が各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(総会)

第12条 本会の総会は、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は以下の事項について議決する

- (1) 会則、事業の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任及び解任

3 総会は、正会員の過半数の出席がなえれば、開会することができない。

(事業報告書及び決算)

第13条 会長は、毎事業年度終了後1カ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を47経て総会の承認を得なければならない。

第14条 本会の事業年度は毎年7月6日に始まり、翌7月5日に終わる

第15条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める

(変更)

第16条 本会則は総会において、出席者の過半数以上の承認がなければ変更できない。

